

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社日本製紙グループ本社
代表者名 代表取締役社長 芳賀 義雄
コード番号 3893 東・大・名証 各第 1 部
問合せ先 取締役 丸川 修平
電話 03-6665-1016

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されました。この株券電子化に対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるために附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数および株券の発行) 第 6 条 (条文省略) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第 7 条 (条文省略) 第 10 条 (株主名簿管理人) 第 11 条 (条文省略) (条文省略) <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり) (削除) 第 7 条 (現行どおり) 第 10 条 (株主名簿管理人) 第 11 条 (現行どおり) (現行どおり) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 (条文省略)</p> <p>第38条 (新 設)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上